

## 墨田区曳舟文化センター条例（案）概要

### 1 目的

区民が集い、交流し、自主的に文化芸術活動を行う場を提供するとともに、演劇、伝統芸能その他の様々な芸術鑑賞の機会を設けることにより、文化性豊かなまちづくりに寄与するため、曳舟文化センター（以下「文化センター」という。）を公の施設として設置する。

### 2 位置

東京都墨田区京島一丁目38番11号

### 3 事業

区民の文化芸術活動の促進に関すること。  
演劇、伝統芸能等の文化芸術の振興に関すること。  
文化センターの施設の利用に関すること。  
前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

### 4 施設

ホール  
楽屋  
レクリエーションホール  
会議室  
和室  
茶室  
前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める施設

### 5 開館時間等

開館時間  
午前9時から午後9時まで  
利用期間  
施設の区分に応じ、墨田区規則で定める期間  
休館日  
年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

## 6 利用料金の額（限度額）

区 分		利 用 料 金		
		午 前	午 後	夜 間
		午前9時から正午まで	午後1時から 午後4時30分まで	午後5時30分から 午後9時まで
ホ ー ル	平 日	18,000円	36,100円	45,100円
	土曜日・日 曜日・休日	21,700円	43,400円	54,300円
第 1	楽 屋	1,500円	1,500円	1,500円
第 2	楽 屋	1,200円	1,200円	1,200円
第 3	楽 屋	750円	750円	750円
レクリ エーシ ョンホ ール	平 日	9,900円	20,000円	25,000円
	土曜日・日 曜日・休日	12,100円	24,200円	30,300円
第 1	会 議 室	4,500円	5,100円	5,100円
第 2	会 議 室	1,800円	2,000円	2,000円
	和 室	4,600円	6,100円	6,100円
	茶 室	1,700円	2,200円	2,200円
	付 帯 設 備	7,800円	7,800円	7,800円

## 7 指定管理者による管理

文化センターの管理を指定管理者に行わせる場合の業務の範囲、管理の基準その他必要な事項について定める。

## 8 施行期日等

令和4年1月1日

指定管理者の指定の手續その他の準備行為等は、施行日前においても行うことができることとする。